

## 09 一般職の職員の身分等の取扱い

### 『合併協定項目(案)』

合併前の釧路市、阿寒町、白糠町及び音別町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により全て新市の職員として引き継ぎ、釧路白糠工業用水企業団の職員は同条の例により引き継ぐ。

また、3町及び鶴居村で構成する釧路西部消防組合の職員については、必要な協議を行う。

なお、人事、給料・諸手当等の取扱いについては、各市町または釧路市の制度を基本に道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時まで調整する。

### 『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 職員住宅(「住宅貸与規則・福利厚生会設置規則・医務室設置規程」)	03 - 04 - 06 - 03	施設及び貸与は現行を引き継ぎ、深夜勤務等が予想された場合の施設を新市で検討
	(2) 水道事業の職員住宅	12 - 01 - 02 - 04	家賃や入退居等の基準は、新市における職員福利厚生の中で調整
	(3) 消防の職員住宅	13 - 01 - 02 - 09	定員管理計画による見直しもあり得るが、非常災害時の職員招集のための町内居住や合併後の人事交流の必要性から施設は現行を引き継ぐ  使用料は待機宿舎としての位置づけも踏まえ、一般行政職の職員住宅に合わせて調整
	(4) 教員住宅	16 - 02 - 03 - 21	使用料は現行を基本とする
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 条例定数と実職員数	03 - 04 - 03 - 02 【先行調整項目】	職員定数の適正化計画等を新市で策定し、定員の適正化に努める  釧路白糠工業用水企業団の職員は、合併特例法第9条の例により引き継ぎ、3町及び鶴居村で構成する釧路西部消防組合の職員については必要な協議を行う
	(2) 職員の勤務条件	03 - 04 - 03 - 12 【先行調整項目】	年次有給休暇の付与は、年度での処理への統合が望ましい  独自の特別休暇制度は、国家公務員制度との均衡に配慮
	(3) 臨時職員の配置と賃金	03 - 04 - 03 - 16	正規職員の定員適正化計画や事務事業の見直しを行い、適正配置に努める
	(4) 初任給基準	03 - 04 - 04 - 02	道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整
	(5) 一般職の昇給・昇格モデル	03 - 04 - 04 - 05	(同上)
	(6) 現業職の昇給・昇格モデル	03 - 04 - 04 - 06	(同上)
	(7) 職員の昇給・昇格	03 - 04 - 04 - 08	6級までの昇給及び昇格の基準は、道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整  4市町在職者の給料較差の取扱いは、合併時までに調整
	(8) 扶養手当	03 - 04 - 05 - 01	現行で統合
	(9) 住居手当	03 - 04 - 05 - 02	道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整
	(10) 通勤手当	03 - 04 - 05 - 03	(同上)
	(11) 特殊勤務手当	03 - 04 - 05 - 04	合併時までに調整  医師手当や医療業務手当等医療関係者に対する特殊勤務手当は、釧路市の制度を基準に給料の差異と合わせて調整
	(12) 管理職手当	03 - 04 - 05 - 05	道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整
	(13) 期末勤勉手当	03 - 04 - 05 - 06	(同上)
	(14) 寒冷地手当	03 - 04 - 05 - 07	(同上)
	(15) 退職手当	03 - 04 - 05 - 08 【先行調整項目】	釧路市の独自給付制度または3町の北海道市町村退職手当組合給付制度のいずれかに統合するとともに、退職時の特別昇給制度など一部の違いを調整し統合

	(16) 旅費支給基準	03 - 04 - 05 - 09	道内類似自治体等の状況を勘案し、 日当及び宿泊費の差異を合併時まで調整
	(17) その他の諸手当	03 - 04 - 05 - 10	手当の種類は宿日直手当・管理職員 特別勤務手当・時間外勤務手当(休日、夜 間勤務を含む)・単身赴任手当とし、額は 国の制度に準じる
	(18) 消防職員の服務	13 - 01 - 01 - 05	始業・終業時間及び勤務時間を一般 行政職に合わせ調整するとともに、服務規 程も調整
	(19) 常備消防の貸与品支給	13 - 01 - 01 - 07	本部、署の名称等確定後、各種デザ インを検討  新市における被服整備計画を策定し、 仕様を統一
3 釧路市の現行に基づき統合し、 新市全体に適用するもの	(1) 職名	03 - 04 - 03 - 07	
	(2) 管理職の範囲	03 - 04 - 03 - 08	
	(3) 職員の任免、服務、賞罰	03 - 04 - 03 - 11	懲戒処分等の公平性を確保するため 懲戒等審査委員会を置く
	(4) 職員の被服貸与	03 - 04 - 03 - 13	現行の貸与を引き継ぐが、釧路市の貸 与範囲を基本に新市で調整
	(5) 職務評価	03 - 04 - 03 - 15	
	(6) 級別職務分類	03 - 04 - 04 - 01	
	(7) 給料表	03 - 04 - 04 - 03 【先行調整項目】	全職員の到達級、在級年数を調整  保健師・看護師・助産師・栄養士・検査 技師・その他医療技術者は一般職給料表 を適用するが、医師以外の医療職・福祉 職・介護職等は国家公務員の給料制度の 導入を検討  医療職(二)・(三)は、統合の際慎重に 対応
	(8) 昇給時期、特別昇給など「そ の他の給料の状況」	03 - 04 - 04 - 04	合併時まで調整
	(9) 職員給与、手当等の支給日 及び支払い方法	03 - 04 - 04 - 09	
	(10) 職員表彰	03 - 04 - 06 - 01	表彰の種類は以下、ア～オとする ア 功績表彰(職務に関し特に有益な発 明、考案があった者) イ 模範表彰(業務上危害を未然に防止 し、または変事に際し特に功績があった 者) ウ 勤続表彰(勤務年数に応じて表彰) エ 善行表彰(人命救助等特に表彰する ことが適当と認められた者) オ 優良運転職員表彰(運転業務専従者 で無事故無違反者)  勤続表彰の勤続年数、優良運転職員 表彰及び職員提案に対する表彰は釧路市 の制度に統合
	(11) 労働安全条例、委員会の設 置	03 - 04 - 06 - 02	
	(12) 福利厚生会設置規則・医務 室設置規程(「住宅貸与規則・福利 厚生会設置規則・医務室設置規 程」)	03 - 04 - 06 - 03	
	(13) 福利厚生会事業	03 - 04 - 06 - 05	

	(14) 福利厚生会貸付事業	03 - 04 - 06 - 06	
	(15) 水道職員の初任給基準	12 - 01 - 02 - 02	
	(16) 水道事業の職員安全衛生	12 - 01 - 02 - 03	
	(17) 消防賞慰金	13 - 01 - 01 - 06	
	(18) 消防職員の給与	13 - 01 - 01 - 08	釧路市消防職員の給与が一般行政職より1号俸上位にあることは、過去の経過を踏まえた調整を図る 消防活動・救急活動手当及び交替勤務手当は釧路市の制度に統合
	(19) 教育委員会職員の初任給基準	16 - 01 - 01 - 03	
	(20) 教育委員会の職員安全衛生	16 - 01 - 01 - 04	
	(21) 臨時教諭等の配置	16 - 01 - 01 - 06	介助職員(特殊学級)の取扱いも釧路市の「特殊学級指導員配置基準」を引き継ぐ
4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	(1) 職員団体	03 - 04 - 03 - 14	職員団体間の協議による
	(2) 教職員互助会	16 - 02 - 03 - 20	支部組織の統合を北海道公立学校教職員互助会と調整